

船舶インシデント調査報告書

令和2年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年9月28日 09時40分ごろ
発生場所	福岡県大牟田市三池島南方沖 三池港北防砂堤灯台から真方位270° 2.2海里付近 （概位 北緯33° 00.3′ 東経130° 20.9′）
インシデントの概要	漁船愛幸丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年10月1日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 愛幸丸、4.90トン FO3-57593（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力161.81kW、回転数毎分 2,300、4気筒、ボア110.9mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、漁場を移動中、主機の冷却水温上昇警報が鳴ったので、主機を停止し、船長が、機関室を点検したところ、‘主機冷却水ポンプを駆動するVベルト’（以下「本件ベルト」という。）が破断しているのを認め、運航不能と判断し、投錨後に海上保安庁に救助を要請し、巡視艇により三池港にえい航された。</p> <p>船長は、本インシデント発生の数日前、出港後に主機の冷却水温上昇警報が鳴り、引き返して機関整備業者に主機の点検を依頼したところ、本件ベルトが劣化して緩みを生じていることが分かったので、本件ベルトの張りを調整した後、新品のVベルトが届き次第、本件ベルトを交換することとした。</p> <p>船長は、本件ベルトが経年使用で劣化して緩みを生じた状況で、張りを調整して本件ベルトの使用を続けたので、本件ベルトが破断したと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、航行中、本件ベルトが経年劣化で緩みを生じ、船長が張りを調整して使用していたところ、航行中に本件ベルトが破断したことから、主機へ冷却水の供給ができなくなって冷却水温度が上昇し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、本件ベルトが経年劣化で緩みを

	<p>生じ、船長が張りを調整して使用していたところ、航行中に本件ベルトが破断したため、主機へ冷却水の供給ができなくなって冷却水温度が上昇し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ Vベルトは、定期的に張りを確認し、劣化による緩みを認めた場合、早期に交換を行うこと。